

社会福祉法人 北区社会福祉事業団
東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程
(指定通所介護・第1号通所事業)

(平成24年3月27日規程第68号)

改正 平成24年10月26日
改正 平成26年3月28日
改正 平成27年3月26日
改正 平成28年3月29日
改正 平成29年3月28日
改正 平成30年3月28日
改正 平成30年7月10日
改正 平成30年9月28日
改正 令和元年9月27日
改正 令和3年3月30日
改正 令和3年7月5日
改正 令和3年9月30日
改正 令和4年1月21日
改正 令和4年9月30日
改正 令和6年3月28日

(目的)

- 第1条 この規程は、東京都北区が開設し、社会福祉法人北区社会福祉事業団が運営する東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護等を提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、東京都等の定める基準の内容を遵守するものとする。

(運営方針)

- 第2条 指定通所介護の提供に当たっては、従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他

必要な援助を行う。

- 2 第1号通所事業の提供に当たっては、従事者は、その利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都北区滝野川6丁目21番25号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、別紙のとおりとする。

- 2 前項に定めるほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するため、必要な職務を行う。

- (1) 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申込に係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行うとともに、他の従事者と協力して通所介護計画、介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、自らも利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護及び援助に従事する。
- (4) 看護職員は、利用者の健康管理及び日常生活上の介護その他必要な業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練並びに利用者の日常生活の介助及び援助に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第7条 指定通所介護等の利用定員は、20名とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北区内全域とする。

(指定通所介護等の内容)

第9条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち当事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

なお、第1号通所事業のうち、予防通所サービスについては、2時間以上のサービスとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスの提供を行う。

- ①排泄の介助
- ②移動、移乗の介助
- ③その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ①衣類着脱の介助
- ②身体の清拭、洗髪、洗身
- ③その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ①食事の準備、配膳・下膳の介助
- ②食事摂取の介助
- ③その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて、利用者自身の仲間づくり、体力づくりや心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る。

- ①レクリエーション
- ②音楽活動
- ③制作活動
- ④行事的活動
- ⑤体操

(6) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援・サービスを提供する。

なお、利用者の希望により、送迎なしも可とする。

- ①移動、移乗動作の介助
- ②送迎

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ①疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言
- ②日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言
- ③その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言

(利用料等)

第10条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び北区長が定める額とし、当該指定通所介護等が法定受領サービスであるときは、その額の1割（法令等で定める者は2割又は3割）とする。その他食事代及び日常生活等に関する費用については、別紙のとおりとする。

- 2 加算の項目については、厚生労働大臣及び北区長が定める基準の中から適合するものを理事長が定める。
- 3 利用者が、生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。
- 4 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。

(1) 北区内の場合 無料

(2) 区境を越えて片道1キロメートル以上 1キロメートル当たり10円

- 5 前項の費用の支払いを受けるときは、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を

受けるものとする。

6 支払方法については、「重要事項説明書」に記載するとおりとする。

(通所介護計画等の作成等)

第 11 条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成又は変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得なければならない。
- 3 通所介護計画等を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う。
- 5 介護予防通所介護計画等に基づくサービス提供の開始時から、サービス提供終了時まで、少なくとも 1 回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う。
- 6 モニタリングの結果を記録し、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する。
- 7 モニタリングの結果を踏まえ、必要と認められるときは、介護予防通所介護計画等の変更を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 12 条 従事者は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録に記載するものとする。

(サービスの提供及び利用にあたっての留意事項)

第 13 条 従事者は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 2 事業所は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 4 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用するものとする。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し

安全指導を図ることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 14 条 従事者は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第 15 条 管理者は災害発生の予防に万全を期すものとする。
- 2 管理者は、非常災害その他緊急事態が発生した場合の処置についてあらかじめ計画を立て、これを従事者及び利用者に周知しておかなければならない。
 - 3 管理者は災害の発生に備え、別に定める消防計画に基づいて随時利用者の避難訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 15 条の 2 管理者は、現にサービスの提供を行っているときに、事故が発生した場合は、家族、区市町村、関係居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 管理者は、提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、社会福祉法人北区社会福祉事業団苦情対応規程（平成 23 年 3 月 29 日規程第 62 号）に基づき迅速かつ適切に対応するため、担当者置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 17 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
 - 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

- 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北区社会福祉事業団事務局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ、北区へ通報する。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人 北区社会福祉事業団東京都北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程（平成 18 年 3 月 30 日規程第 48 号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行し、改正後の規程は、平成 28

年 3 月 1 日から適用する。

2 平成 28 年 3 月 1 日より平成 29 年 2 月 28 日の間に限り、本規程中、「第 1 号通所事業（北区介護予防通所事業）」は「指定介護予防通所介護及び第 1 号通所事業（北区介護予防通所事業）」と読み替える（別紙第 10 条ただし書きを除く）。

付 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北区立滝野川西高齢者在宅サービスセンター運営規程
(指定通所介護・第1号通所事業) (別紙)

第4条 (職員の職種及び員数)

管 理 者	常勤1名 (兼務)
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上 (兼務)
機能訓練指導員	(看護職員兼務)

第10条 (利用料等)

(1) 厚生労働大臣が定める基準による利用料 (円)

	指定通所介護 (通常規模型) (1日当たり)		
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要介護1	4, 033	4, 229	6, 213
要介護2	4, 610	4, 839	7, 335
要介護3	5, 221	5, 471	8, 469
要介護4	5, 809	6, 104	9, 592
要介護5	6, 409	6, 725	10, 725
	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	6, 365	7, 172	7, 292
要介護2	7, 510	8, 469	8, 621
要介護3	8, 676	9, 810	9, 973
要介護4	9, 820	11, 150	11, 346
要介護5	10, 987	12, 513	12, 731

[加 算]

- ① 感染症又は災害の発生により利用者数が前年度平均延べ利用者数よりも5%以上減少した場合、所定単位数の3%を加算。(3か月限度)
- ② 入浴介助加算 (I) (1日) 436円
入浴介助加算 (II) (1日) 599円
- ③ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 6月に1回 218円
- ④ 科学的介護推進体制加算 (1月) 436円
- ⑤ サービス提供体制強化加算 (II) 介護福祉士 50%以上
指定通所介護 (1回) 196円
- ⑥ 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数にサービス別加算率 (5.9%)

を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)

- ⑦ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数にサービス別加算率（1.2%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)
- ⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率（1.1%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じたもの。(令和6年5月31日までの間)

(2) その他の費用

- ① 食事代（昼食） 628円（昼食578円、おやつ50円）
- ② おむつ代、レクリエーション代等は実費徴収

2. 予防通所サービス

(1) 北区長が定める基準による利用料

サービス	利用回数	基本サービス費 (1回当り)
予防通所サービス	要支援1・事業対象者： 週1回（月5回上限）	3,858円
	要支援2： 週1回（月5回上限） 週2回（月10回上限）	3,978円

[加 算]

- ① 入浴介助加算（1日） 327円
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月） 介護福祉士 50%以上
 - 要支援1・事業対象者 784円
 - 要支援2 1,569円
- ③ 運動器機能向上加算（1月） 2,507円
- ④ 栄養アセスメント加算（Ⅰ） 545円
- ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 6月に1回 218円
- ⑥ 科学的介護推進体制加算（1月） 436円
- ⑦ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（令和6年5月31日までの間）（1回）
 - 要支援1・事業対象者 261円
 - 要支援2 272円
- ⑧ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（令和6年5月31日までの間）（1回）
 - 要支援1・事業対象者 54円
 - 要支援2 54円
- ⑨ 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日までの間）（1回）

要支援1・事業対象者	43円
要支援2	54円

(2) その他の費用

- ① 食事代（昼食） 628円（昼食578円、おやつ50円）
- ② おむつ代、レクリエーション代等は実費徴収